

事 務 連 絡
令和 6 年 8 月 15 日

保険医療機関
保険調剤薬局 各位

秋田県国民健康保険団体連合会

オンライン請求に係る各種帳票等の送付廃止について

本会の事業運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、保険医療機関・薬局が行う療養の給付費等の請求につきましては、令和 5 年 11 月 30 日付け内閣府・厚生労働省令第 8 号「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令の一部を改正する命令」等の公布により、令和 6 年 4 月からオンライン請求または光ディスクによるものとされ、令和 6 年 10 月からは原則オンライン請求が義務化されました。

また、オンライン請求を行う保険医療機関・薬局については、令和 5 年 1 月 23 日付け保連発 0123 第 1 号「電子情報処理組織等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて」により、令和 6 年 9 月末には紙媒体での返戻レセプトの送付を廃止し、令和 5 年 12 月 26 日付け保発 1226 第 4 号「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正に伴う実施上の留意事項について」のとおり、診療（調剤）報酬等支払額決定通知書等の各種帳票についても紙での送付が廃止されることとなりました。

つきましては、令和 6 年 10 月以降は返戻レセプト及び各種帳票はオンラインのみによる配信となりますので、ダウンロード・閲覧いただく際にはオンライン請求システムの振込額データダウンロード機能を御活用くださいますようお願い申し上げます。

なお、当該機能の帳票ダウンロードには期限があり、掲載から 3 か月を超過した帳票はダウンロード不可となりますので御留意ください。

【問い合わせ先】

秋田県国民健康保険団体連合会
情報管理課 情報システム班 泉・畠山
電話番号：018-862-3856